

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱

令和 5 (2023) 年 4 月 1 日付け気対第34号

環境森林部長通知

令和 6 (2024) 年 3 月 29 日一部改正

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日一部改正

(事業目的)

第 1 条 個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業（以下「本事業」という。）は、補助金を交付することにより、県民による自家消費を目的とした太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の一体的な導入を促進し、県内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 住宅 個人が住居として使用する県内に所在する戸建住宅（店舗、事務所等との併用するものを含む）をいう。
- (3) 自家消費型太陽光発電設備 太陽光を利用して電力を発生させる設備及びパワーコンディショナー、架台その他のこれに附属する設備であり、かつ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 9 条第 4 項に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又は Feed in Premium 制度（以下「FIP」という。）の認定を取得せず自家消費を目的としたものをいう。
- (4) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 自らが居住する住宅又は住宅の敷地内に新たに太陽光発電設備等を一体的に導入し、発電した電力を自らが居住する住宅において使用すること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表1に定める要件の全てに適合する太陽光発電設備等を一体的に導入する事業とする。

2 第1項の事業に係る契約及び発注は、本実施要綱の施行の日以後に締結されたものに限る。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表2によるものとし、予算の範囲内で交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は令和6（2024）年3月29日から施行する。

附 則

3 この要綱は令和7（2025）年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業の要件（第4条関係）

設備	内容
太陽光発電設備	1 中古設備でないこと。 2 蓄電池と一体的に導入すること。 3 リース設備（PPA含む）でないこと。 4 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。 5 発電量を計測する機器を備えること。 6 再エネ特措法第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。 7 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。 8 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。

蓄電池	1 申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されている製品であること。 2 1 kWhあたりの価格（蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く））が12万5千円以下となるよう努めること。
共通	1 未使用の設備を導入すること。 2 太陽光発電設備と蓄電池を一体的に導入すること。 3 リース設備（PPA含む）でないこと。

別表2 補助対象経費及び補助額（第5条関係）

補助対象経費	補助額	上限
太陽光発電設備 導入費	7万円／kW（定額） ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの定格出力の低い値（小数点第2位以下切り捨て）に乗じて算出	出力：4kW
蓄電池導入費	<定置型> 補助対象経費（※）の1／3 ※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）	容量：5kWh 1 kWhあたりの価格：15万5千円